

## 第11回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年5月23日（水）午後4時00分から午後5時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員（5人）

吉水 隆
田中 秀和
権田 数栄
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員 なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 五十嵐 文明

7 会議の概要

事務局 ただいまから第11回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 農業委員は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の五十嵐係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

**【出席した内容について口頭で報告】**

・平成30年度長岡地域農業振興協議会総会

期日：5月22日（火）

会場：長岡市 アトリウム長岡

出席者：内藤会長、大矢事務局長

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事 務 局 報告第1号について説明します。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、1件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

番号1の農地につきましては地元の生産組合が耕作をする、とのことですが、番号2の農地につきましては、現地の確認をいたしましたが、既に耕作ができない状態となっております。以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 番号1について、地元の生産組合が耕作をするとのことだが、この生産組合は法人化しておらず、利用権が設定できないと思われるが所有者はどのように考えているのか。

事 務 局 今年度は生産組合の組合員と作業受委託契約により耕作をお願いする、とのことでした。

議 長 他に、ご意見、ご質問のある方はありませんか。

1 番 番号2の解約理由が「その他」となっているが詳細な理由が聞きたい。

事 務 局 番号2の農地につきましては、平成16年から利用権の設定がされておりましたが、今回所有者が貸出人に農地を貸したくないとのことで解約を

希望し、合意に至ったものであります。

議 長 他に、ご意見、ご質問のある方はありませんか。

(意見、質問なし)

議 長 以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事 務 局 議案第1号について説明します。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

**【議案書に基づいて内容を説明】**

申請地は、海岸のいわゆる背後地でありまして、登記、現況地目共に畑となっております。なお以前はこの前側の土地に譲渡人の住宅があり、畑も耕作がされていたものと思われませんが、譲渡人は町外（新潟市）に転居しており、住宅も取り壊されております。この度譲受人が駐車場用地として使用したい、とのことから今回の許可申請に至りました。

農用地区域内では無く、営農条件が良い場所でもありませんが、一方で都市計画法による市街化区域でもない場所にある農地です。第2種農地のうち、その他の農地として許可相当であると考えられます。

議 長 この件について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議 長 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

